

# 新潟大学における研究費等の不正使用に係る予備調査実施要項

(平成 19 年 4 月 27 日学長裁定)

改正 平成 26 年 12 月 26 日 平成 28 年 10 月 28 日

平成 29 年 1 月 11 日 平成 29 年 6 月 30 日

平成 30 年 5 月 23 日

## 第 1 趣旨

この要項は、新潟大学における研究費等の不正使用に関する取扱規程(平成 19 年規程第 45 号)第 4 条に基づき、新潟大学の研究活動において研究費等の不正使用が疑われる事案が生じた場合に実施する予備調査に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 予備調査の実施に係る措置

- 1 国立大学法人新潟大学コンプライアンス規則(平成 26 年規則第 10 号)第 6 条に規定するコンプライアンス総括責任者(以下「総括責任者」という。)は、予備調査の実施のため、財務部長を長とした調査組織(以下「予備調査組織」という。)を設置し、調査の実施を指示するものとする。
- 2 予備調査組織は、次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 財務部長
  - (2) 財務企画課長
  - (3) 財務部の職員 若干人
  - (4) その他の職員 若干人
- 3 予備調査の公正を確保するため、被告発者及び被告発者と直接利害関係を有する者は、予備調査組織に加わることはできない。
- 4 財務部長は、予備調査にあたって関係資料等の隠滅が行われるおそれがある場合には、調査事案に関する場所の一時閉鎖又は証拠となるような資料等を保全する措置を講ずることができる。
- 5 財務部長は、前項の措置を講ずる場合には、必要最小限の範囲及び期間に止め、原則として事前に当該部局の長の承認を得なければならない。ただし、当該部局の長が調査対象者となった場合はこの限りではない。
- 6 財務部長は、第 4 項により一時閉鎖した場所の調査を行う場合には、当該部局の長が指名する者 2 人を立ち合わせるものとする。ただし、当該部局の長が調査対象者となった場合はこの限りではない。

## 第 3 予備調査の実施事項

予備調査は、第 2 第 4 項の規定により講じられた措置及び保全された資料等に基づいて調査し、次に掲げる事項について判定するものとする。

- (1) 不正使用が存在する可能性

## (2) 本調査の要否

### 第4 予備調査の方法

予備調査は、次に掲げる方法により実施するものとする。ただし、告発等の内容又は性質により不要と認められる方法は、除くものとする。

- (1) 関係資料及び会計伝票等の閲覧調査
- (2) 告発者、被告発者その他関係者からの事情聴取
- (3) その他適正な調査のために必要と認める調査

### 第5 予備調査の記録

予備調査組織は、予備調査の実施に関し、記録を作成し、保存しなければならない。

### 第6 予備調査結果の報告

- 1 予備調査組織は、告発等の受付から起算して原則として30日以内に調査結果をまとめ、第3に規定する判定を行うとともに、次に掲げる事項を記載した予備調査結果報告書を作成し、関係資料を添えて総括責任者に提出するものとする。
  - (1) 予備調査を実施した者の職名及び氏名
  - (2) 研究費等の不正使用が疑われる事案
  - (3) 調査の概要
  - (4) 不正使用が存在する可能性
  - (5) 本調査の要否
- 2 総括責任者は、第1項に基づき予備調査結果報告書及び関係資料が提出されたときは、速やかに最高責任者に報告するものとする。
- 3 最高責任者は、予備調査を実施した事案が競争的資金に関わるものである場合には、本調査の要否を、速やかに当該競争的資金の配分機関に報告するものとする。

### 第7 予備調査において結果の通知

総括責任者は、予備調査の結果、本調査の必要がないと判定された場合は、告発者(匿名の告発者を除く。ただし、匿名の告発者については、第6に規定する不正使用が存在する可能性についての判定前に当該告発者の氏名が判明した後は、実名による告発者として取り扱う。)及び被告発者に対し、予備調査の結果を通知するものとする。

## 附 則

この要項は、平成19年4月27日から実施する。

附 則(平成26年12月26日)

この要項は，平成 27 年 1 月 1 日から実施する。

附 則(平成 28 年 10 月 28 日)

この要項は，平成 28 年 11 月 1 日から実施する。

附 則(平成 29 年 1 月 11 日)

この要項は，平成 29 年 1 月 11 日から実施する。

附 則(平成 29 年 6 月 30 日)

この要項は，平成 29 年 7 月 1 日から実施する。

附 則(平成 30 年 5 月 23 日)

この要項は，平成 30 年 5 月 23 日から実施する。